

朝日大学

平成 28 年度 大学機関別認証評価
評価報告書

平成 29 年 3 月

公益財団法人 日本高等教育評価機構

朝日大学

I 認証評価結果

【判定】

評価の結果、朝日大学は、日本高等教育評価機構が定める大学評価基準に適合していると認定する。

II 総評

「基準1. 使命・目的等」について

大学の建学の精神は、「学校法人朝日大学寄附行為」第3条において、「社会性、創造性及び人類普遍の人的知性に富み、国際未来社会に貢献できる人材を育成すること」と規定され、大学及び大学院の使命・目的や教育目的もそれに則して明確に定められている。大学の使命・目的は法令に適合したものであるとして内外に周知されており、常務理事会の設置や外部の意見を聴取することを目的とする「朝日大学の教育研究に係る有識者懇談会」の設置により、社会からの要請等との整合性について検討されている。また、大学の使命・目的及び教育目的については役員及び教職員の理解と支持が得られており、各学部の教授会のほかに、全学の協議機関としての「朝日大学総合協議会」を設置することにより、適切な大学運営のための体制が整備されている。

「基準2. 学修と教授」について

大学のアドミッションポリシーは、学部及び大学院研究科ごとに策定され、各学部・学科の入学選抜においては多種多様な入試区分により、多面的な総合評価による選抜が行われている。カリキュラムポリシーも学部・学科ごとに定められており、ナンバリングによる体系的な学修のための教育課程を編成して、履修要覧や大学ホームページ等に明示している。各学部等の単位認定、進級要件及び卒業・修了要件は学位に関する規則に明確に定められ、厳正に適用・運用されており、GPA(Grade Point Average)制度については成績評価のほか、学業奨励奨学金や短期海外留学派遣学生の選定における選考基準としても活用されている。また、学生の学修支援については教職協働で当たっており、アンケートの実施等により授業改善が図られている。学生部委員会や学生相談室のほかに、「学生支援センター」や「健康管理センター」を設置して学生生活の支援を行っており、学長と学生とのランチミーティング等も実施して学生の意見の集約に努めている。専任教員の採用・昇任は規則に基づいて実施されており、FD(Faculty Development)活動や「教員総合評価制度」も効果を上げている。大学は岐阜県内に三つのキャンパスを有し、図書館や病院等の附属施設も適切に配置されて、教育環境は充実している。

「基準3. 経営・管理と財務」について

理事会は原則として毎月開催され、寄附行為の定めに基づく諸事項を審議・決定しており、評議員会は年2回開催され、法人の業務に関する重要事項について意見を求められている。また、大学の使命・目的の実現に向け、毎年度事業計画を策定して安定した法人経営の実現に努めており、教育情報及び財務情報は大学ホームページ等で公表されている。

理事は寄附行為の規定により適切に選任されており、常務理事会も議案の策定、長期経営計画等の協議において有効に機能している。学長の職務や権限に関しては学則等で明確に規定されており、学長がリーダーシップを発揮するために「学長企画会議」も設置されている。事業計画及び予算編成に際しては 10 年間の長期収支予算を策定して、学生生徒等納付金収入、医療収入等の事業活動収入により安定的に収入が確保されるよう取組み、確固とした財務基盤を確立して収支バランスは安定している。大学の会計処理は法令や規則に基づいて適正に行われており、監査法人監査、監事監査及び内部監査の三様監査体制が整備されている。

「基準 4. 自己点検・評価」について

大学は「全学自己点検・評価実施委員会」を設置し、学長の決定に基づいて自己点検・評価を実施しており、「自己点検評価書」及び「エビデンス集」を毎年定期的に作成して、その内容を大学ホームページに公表している。また、IR(Institutional Research)の推進本部を設置して、現状把握のための十分な調査やデータの収集・分析を行うことのできる体制が整備されている。大学の自己点検・評価の結果は「学長企画会議」及び「総合協議会」に報告され、特に改善が必要な事案については学長企画会議で審議の後、学長から各学部長等に対して改善・向上方策を検討するよう指示されるなど、PDCA サイクルの仕組みが確立され、有効に機能している。

総じて、大学は「知的、道徳的教養をもつ有為の人材を育成する」という使命・目的ののっとり、法学又は経営学・情報学の専門的知識を修得した「自立型人材」の育成や、保健衛生学又は歯科医学の専門的知識に加えて高度な医療技術を兼備えた保健・医療人材の育成という教育目的を掲げ、着実に成果を挙げている。附属病院における歯科診療の実績をはじめとして、大学が立地する地域社会に多大な貢献をなしていると評価することができる。

なお、使命・目的に基づく大学独自の取組みとして設定されている、「基準 A.国際交流・連携」「基準 B.地域社会との連携と貢献」については、各基準の概評を確認されたい。

Ⅲ 基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価結果】

基準 1 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

1-1 使命・目的及び教育目的の明確性

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

【評価結果】

基準項目 1-1 を満たしている。

【理由】

大学の建学の精神は、「学校法人朝日大学寄附行為」第3条において「社会性、創造性及び人類普遍の人的知性に富み、国際未来社会に貢献できる人材を育成すること」と規定されている。また、大学及び大学院の使命・目的は建学の精神に基づいてそれぞれの学則第1条に規定されており、各学部・学科及び大学院の各研究科の教育目的も学則に具体的に規定され、大学ホームページ等に明記されている。

大学の使命・目的については「朝日大学自己点検・評価実施委員会」において適切に点検・評価されており、学部・学科及び大学院研究科の構成と教育目的については常務理事会で検証されている。

1-2 使命・目的及び教育目的の適切性

- 1-2-① 個性・特色の明示
- 1-2-② 法令への適合
- 1-2-③ 変化への対応

【評価結果】

基準項目 1-2 を満たしている。

【理由】

大学の建学の精神は、「学生手帳」「ASAHI UNIVERSITY Campus Guide 2016」「履修要覧」「履修便覧」「教授要綱」等によって、教職員や学生に周知されている。また、大学の使命・目的及び教育目的は、学校教育法第83条及び大学設置基準第2条に適合して適切に定められており、内外に明示されている。

社会情勢の変化等に迅速に対応するため、常務理事会を設置して学科の募集停止や新設、入学定員の見直し等を検討している。また、外部の意見を聴取することを目的として「朝日大学の教育研究に係る有識者懇談会」を設置することにより、大学の使命・目的と社会からの要請等との整合性について検証している。

1-3 使命・目的及び教育目的の有効性

- 1-3-① 役員、教職員の理解と支持
- 1-3-② 学内外への周知
- 1-3-③ 中長期的な計画及び3つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映
- 1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

【評価結果】

基準項目 1-3 を満たしている。

【理由】

大学の使命・目的及び教育目的の策定等については、理事長、副理事長、常務理事及び学長で構成する常務理事会で審議した上で、評議員会に諮問し、理事会で決定している。

また、学部・学科の教育目的については、学長が教授会の意見を聴取した上で理事会に提案したものを理事会が決定しており、教育目的の策定に対する役員及び教職員の理解と支持が得られている。大学の使命・目的及び教育目的は大学の建学の精神とともにさまざまな機会を通じて学内外に周知されている。平成 28(2016)年度から平成 32(2020)年度の中期目標・中期計画は、使命・目的に沿って策定されており、各学部の三つのポリシーにも使命・目的及び教育目的が反映されている。大学運営に当たっては、各学部の教授会のほかに、全学の協議機関として「朝日大学総合協議会」を設置することにより、適切な運営ができる体制を整備している。

基準 2. 学修と教授

【評価結果】

基準 2 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

2-1 学生の受入れ

- 2-1-① 入学者受入れの方針の明確化と周知
- 2-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫
- 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価結果】

基準項目 2-1 を満たしている。

【理由】

アドミッションポリシーは、学部、大学院研究科ごとに策定され、大学案内、大学ホームページ等により公表され、高等学校訪問等を通じて、生徒、保護者、高等学校進路指導教員等に対して、きめ細かい説明が行われている。入学者の受入れについては各学部・学科の入学者選抜において多種多様な入試区分が設けられ、アドミッションポリシーに照らし、書類審査、面接・エントリーシートの評価項目に基づいて総合判定により評価されている。大学院研究科ではアドミッションポリシーに照らし、書類審査や学力試験による専門的知識のみならず、研究意欲等を多面的に評価した上で総合判定により選考されている。保健医療学部及び歯学部では収容定員に沿った学生数を確保している。法学部や経営学部では岐阜県内の商業高校を対象とした大学教員による商業教育などを実施し、志願者の増加に向けて取り組んでいる。

【参考意見】

○法学部法学科及び経営学部経営学科の収容定員充足率が低いので入学者の確保に向けた努力が望まれる。

2-2 教育課程及び教授方法

- 2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化

2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

【評価結果】

基準項目 2-2 を満たしている。

【理由】

教育課程の編成方針（カリキュラムポリシー）は、学部及び大学院研究科ごとに定められており、履修要覧、教授要綱、学生募集要項、大学ホームページ等に明示されている。また、教育課程の編成方針に基づき、ナンバリングによって体系化された学修のための教育課程を編成している。法学部及び経営学部では各年次における履修登録単位数の上限を明示して、学修時間を確保するために単位数の引下げなどについて検討されている。教授方法の改善を推進するために FD 活動推進委員会や各学部及び大学院研究科の FD 委員会等において研修会やワークショップを開催して学部特性に沿った工夫や開発が行われている。特に、歯学部では PBL(Problem Based Learning)や TBL(Team Based Learning)を導入し、自己振り返りによる評価のための学修ポートフォリオが活用されている。

2-3 学修及び授業の支援

2-3-① 教員と職員の協働並びに TA(Teaching Assistant)等の活用による学修支援及び授業支援の充実

【評価結果】

基準項目 2-3 を満たしている。

【理由】

教員と職員が協働して学生への学修及び授業支援が行われている。TA の活用については規則に基づき採用された大学院生が実習科目などの補助を行っており、学部生の教育効果を高めている。全学でオフィスアワーを実施するとともに、保健医療学部ではそれに加えて専任教員によるアドバイザー制が、歯学部では学年指導教員の対応やチューター制が整備されており、さまざまな相談に応じるとともに意見のくみ上げが行われている。

退学・休学については、学長が指導記録を勘案して決定した後、教務学生委員会及び教授会に報告しており、懲戒については報告書に基づく教授会等の意見を聞いて、学長により決定されている。授業改善アンケートを実施して授業改善に役立てられている。

2-4 単位認定、卒業・修了認定等

2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

【評価結果】

基準項目 2-4 を満たしている。

【理由】

各学部の単位認定、進級要件及び卒業要件、各大学院研究科の単位認定、修了要件及び学位論文審査等は学則、各学部の学部細則、大学院学則、各研究科の研究科細則及び学位に関する規則に明確に定められ、厳正に適用・運用されている。各学部・大学院研究科では、教授会や研究科委員会で単位認定、進級及び卒業・修了について審議を行い、学長がこの意見を聞いて単位等を認定し、決定している。大学等の既修得単位の上限は、学則で60単位を超えない範囲で設定されている。シラバスにおいて、授業計画及び成績評価基準が全ての授業科目について明示されている。GPA 制度については成績評価の換算基準のほか、学業奨励奨学金や短期海外留学の派遣学生の選定及び卒業時の首席の決定など学内選考基準としても活用されている。

2-5 キャリアガイダンス

2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

【評価結果】

基準項目 2-5 を満たしている。

【理由】

法学部、経営学部では「自立型人材」を育成することを目指し、2・3年次にキャリア形成に関する必修科目を配置している。保健医療学部においては多様な実習施設の確保、特別講義などの場面を設定しており、歯学部においては、歯科医師臨床研修マッチングを実施しキャリア教育・進路支援が行われている。

経営学部の学生を対象としてインターンシップを選択科目に設定するほか、就職支援委員会を中心に教職協働による在学生・未就業者に対する事前・事後指導が実施されている。平成 25(2013)～平成 27(2015)年度の進路実績は経年的に増加しており指導の成果が反映された結果が示されている。

2-6 教育目的の達成状況の評価とフィードバック

2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

【評価結果】

基準項目 2-6 を満たしている。

【理由】

FD 活動推進委員会及び各学部の FD 委員会を中心に授業改善に取り組んでいる。教育目的の達成状況の点検・評価については、各学部の特性に応じて、資格取得状況、インターンシップ実習評価表による企業からの学生評価、CBT(Computer Based Testing)やOSCE(Objective Structured Clinical Examination)等の歯学部共用試験等を活用している。

年 2 回「授業改善のためのアンケート」を実施し、集約した結果は「授業改善のための

アンケート調査分析結果報告書」としてまとめ、報告書を全教員に配付している。授業担当教員に対しては前年度の報告書のコピーも同時に返却する等、教員が授業改善に取り組みやすいように資料提供を行い、教育内容・方法の改善についての取り組みが行われている。

2-7 学生サービス

2-7-① 学生生活の安定のための支援

2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

【評価結果】

基準項目 2-7 を満たしている。

【理由】

同好会活動等の活性化を図る体制、学友会及び各委員会等の学生を対象としたリーダーズキャンプの開催、保護者懇談会の開催など学生、保護者、大学が一体となり学生生活の安定を図るための支援を行っている。学生部は「朝日大学学生部規程」に基づいて学生部委員会を置き、全学的立場で学生の生活指導、厚生補導を行っている。生活相談等を担当する学生相談室のほか、保健室の機能を果たす「健康管理センター」、学生の学修支援等を行う「学生支援センター」を設置し、障がいのある学生も含めた支援を実施している。

学生と教員が議論・協議を行う「中央協議会」を年3回開催するとともに、学長や学生部長と成績優秀者とのランチミーティングを開催するなど、学生の意見を集約している。

【優れた点】

○大学独自の経済的支援として、「朝日大学奨学融資制度」、給付型奨学金「朝日大学学業奨励奨学金」など多種多様な奨学金制度を設けており、特に、給付型奨学金を充実させ学生への経済的支援を実施している点は評価できる。

2-8 教員の配置・職能開発等

2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD(Faculty Development)をはじめとする教員の資質・能力向上への取り組み

2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

【評価結果】

基準項目 2-8 を満たしている。

【理由】

法学部及び経営学部では学科目制、歯学部では講座制を採用し、設置基準に定める専任教員数を遵守して、教授、准教授、講師、助教を配置している。専任教員の採用・昇任については規則に基づき、資格審査を行い、教授会、学長等の意見を経た後に理事会において最終的に決定されている。

FD 活動推進委員会が主体となり、相互授業参観、FD 研修会を実施するなど、FD 活動に組織的に取り組んでいる。教員の教育研究業績や勤務状況等を評価する「教員総合評価制度」を導入するとともに、規則において 1 週間の平均授業時間数の基準を設定するなど、教員の教育研究活動が活性化されるためのシステムを構築している。

2-9 教育環境の整備

- 2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理
- 2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

【評価結果】

基準項目 2-9 を満たしている。

【理由】

メインキャンパスである穂積キャンパスのほかに、附属病院及び診療所として 2 キャンパスを有し、図書館、体育施設、情報サービス施設、附属施設などが適切に配置され、教育環境は充実している。旧耐震基準の校舎については、耐震診断の実施・補強工事を進め、穂積キャンパスの歯学部附属病院については建替えを検討している。施設・設備の利便性については、障がいのある学生に対するバリアフリーのキャンパス整備を実施している。エコキャンパスプロジェクトの実施やキャンパス内全面禁煙に取り組み、全面禁煙による周辺地域への影響について教職員や防犯ボランティアによる対策を実施している。

クラスサイズについては、外国語科目、演習科目等を少人数によるクラス編制で行うなど適切に授業運営を行っている。

【優れた点】

○図書館にラーニングコモンズエリアを設置しているほか、会計研究部の部室に専従の公認会計士を配置するなど、学修環境を整備している点は評価できる。

基準 3. 経営・管理と財務

【評価結果】

基準 3 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

3-1 経営の規律と誠実性

- 3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明
- 3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力
- 3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守
- 3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮
- 3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

【評価結果】

基準項目 3-1 を満たしている。

【理由】

法人の最高意思決定機関である理事会は、原則として毎月開催され、寄附行為の定めに基づき諸事項を審議・決定している。評議員会は、原則として年 2 回開催され、予算・基本財産の処分・事業計画等のほか、法人の業務に関する重要事項についてあらかじめ意見を求められている。また、使命・目的の実現に向け、毎年度事業計画を策定し、年度終了後は事業報告書を作成し、安定した法人経営の実現に努めている。

学則をはじめとする諸規則は、法令にのっとって整備され、教職員はこれらの規則を遵守し教育研究活動を行っている。省エネルギーによる環境保全、ハラスメントの防止等による人権保護、防災訓練や防災備蓄品（飲料水、保存食、簡易トイレ）の整備等による安全への配慮にも積極的に取り組んでいる。

教育情報及び財務情報は、大学ホームページ等で公表している。

3-2 理事会の機能

3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価結果】

基準項目 3-2 を満たしている。

【理由】

法人の使命・目的の達成に向け、理事会は寄附行為に基づき法人及び大学に関する全ての重要事項について審議・決定している。理事、理事長、監事についても寄附行為の規定により適切に選任されている。

理事会のサポート機関として理事長、副理事長、常務理事、学長で構成する「学校法人朝日大学常務理事会」が設置され、同会では理事会の議案の策定、長期経営計画、法人業務全般の執行計画等を協議している。

理事会及び常務理事会は、原則毎月開催され、法人として迅速に戦略的意思決定ができる体制が整備されている。

3-3 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ

3-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

【評価結果】

基準項目 3-3 を満たしている。

【理由】

学長の職務は「朝日大学学長等選任規程」において「本学の教育、研究についての校務

をつかさどり、所属教員を統督する」とし、権限に関しては学則で、入学、休学、復学、単位の授与、進級、卒業等について学長が決定すると明確に規定している。全学的な教学に関する事項は、各学部教授会の意見を聞くほか、全学の所属長で構成する総合協議会を開催し、学内のさまざまな意見を聞いた上で学長が決定している。

学長のリーダーシップを発揮する上での必要な企画や意見調整を行うため、学長、副学長及び事務局長で構成する学長企画会議を設置している。併せて、学長を補佐する体制として副学長 3 人を置き、それぞれの役割を明確にしている。

3-4 コミュニケーションとガバナンス

- 3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化
- 3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性
- 3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

【評価結果】

基準項目 3-4 を満たしている。

【理由】

理事長は、理事会で法人の意思決定を行う前に開催する常務理事会において、学長や事務局長の意見を聞き議案を取りまとめている。また、学長、事務局長、副学長 2 人、歯学部部長等の教学代表者が理事となっており、法人と教学の意思疎通が図られている。

2 人の監事は常に理事会・評議員会に出席して、法人の業務、財務に関し必要に応じて意見を述べ、会計監査人による監査の講評時には必ず同席し、意見交換を行っている。評議員会も理事会からの予算、事業計画等重要事項の諮問に答え、決算について意見を述べており、諮問機関として適切に機能している。

職員の約 9 割が加盟する「職員協議会」が設置され、職員協議会の幹事と法人代表者との意見交換が定期的に行われ、職員の待遇や執務環境の改善に生かされている。

3-5 業務執行体制の機能性

- 3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保
- 3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性
- 3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

【評価結果】

基準項目 3-5 を満たしている。

【理由】

事務組織は、事務局、法人本部、内部監査室で構成され、「学校法人朝日大学の事務組織及び事務分掌に関する規程」により、各部署が果たす役割を明確に規定している。事務局

は、入試広報室、総務部、学事部、附属村上記念病院事務部で組織され、各課の業務内容を勘案し、必要な人員を配置している。なお、各部署間の情報共有、業務連絡等が効率的に行えるよう、事務局長、室部長、課長で構成する課長会を月 1 回開催している。また、大学の効率的な業務執行のため、学長のもとに組織される委員会に事務職員が委員として参画し、教職員が協働して学生の教育、厚生補導等の支援に当たっている。

SD(Staff Development)のための職員研修は、「基礎研修」「階層別研修」「職能別研修」を、毎年度の計画に従って実施し、大学の組織力強化を図っている。

3-6 財務基盤と収支

3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価結果】

基準項目 3-6 を満たしている。

【理由】

事業計画及び予算編成に際しては、単年度のみならず 10 年間の法人全体及び部門別の長期収支予算を策定し、収支バランスを安定的に保つように、中期事業計画、10 年間で必要となる施設・設備等の改修等計画（財政の長期計画）も併せて策定している。

決定した予算については、予算総括責任者（理事長）及び予算単位責任者（各部門の長）のもと、厳格な管理・執行が行われている。

学生生徒等納付金収入、医療収入及び受取利息・配当金収入などの事業活動収入により、安定的に収入が確保できるよう取組んでおり、第 3 号基本金も十分に組入れ、確固とした財務基盤を確立し、収支バランスは安定している。

3-7 会計

3-7-① 会計処理の適正な実施

3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価結果】

基準項目 3-7 を満たしている。

【理由】

大学の会計処理は、法令や規則に基づき適正に行われている。

予算は毎年度、前年 12 月の評議員会に諮問して 1 月の理事会で決定し、3 月に各部門で実行予算の編成を行った後に、4 月 1 日から執行されている。

予算及び支払は会計システムにより、目的別・部門別・教員別に管理されている。

資金収支計算書、事業活動収支計算書及び貸借対照表については、毎年、監査法人及び監事による監査を受けている。また、平成 28(2016)年 1 月に内部監査室を設置して、監査法人監査、監事監査及び内部監査の三様監査体制が整備されている。

基準 4. 自己点検・評価

【評価結果】

基準 4 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

4-1 自己点検・評価の適切性

4-1-① 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価

4-1-② 自己点検・評価体制の適切性

4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

【評価結果】

基準項目 4-1 を満たしている。

【理由】

「全学自己点検・評価実施委員会」を設置し、学長の決定に基づいて、毎年自己点検・評価を実施している。

「全学自己点検・評価実施委員会」は、学長を委員長とし、副学長、事務局長、各学部長、教職課程センター長、事務局から推薦された者 1 人、委員長が特に必要と認めた者で構成され、学長のリーダーシップにより実施する体制が整備されている。

日本高等教育評価機構の定める評価項目に準じた自己点検・評価を継続的に実施して、「自己点検評価書」及び「エビデンス集」を毎年定期的に作成し、これらの内容を大学ホームページに公表している。

4-2 自己点検・評価の誠実性

4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価

4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析

4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

【評価結果】

基準項目 4-2 を満たしている。

【理由】

日本高等教育評価機構が定める「エビデンス集」に準じた 45 項目のデータ集を作成し、これをもとに全学の自己評価報告書を取りまとめている。

平成 27(2015)年 8 月に IR 推進本部を設置し、現状把握のための十分な調査・データの収集や分析を行うことのできる体制が整備されている。

自己点検・評価の結果は、大学ホームページ、ニュースレター等で学内外に公表している。

4-3 自己点検・評価の有効性

4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のための PDCA サイクルの仕組みの確立と機能性

【評価結果】

基準項目 4-3 を満たしている。

【理由】

大学の自己点検・評価は毎年全学的に実施され、その結果は、学長企画会議及び総合協議会に報告され、特に改善が必要なことについては学長企画会議で審議の後、学長から各学部長等に対して改善・向上が指示され、各学部等において対応することが義務付けられている。

管理部門関係事項の PDCA サイクル実施については、学長あるいは事務局長から、各部部长及び課長に対して改善を要する点に関して諮問又は意見聴取が行われ、改善・向上に向けた具体的な方策の検討による事業計画と予算処置等の対応に努めている。

大学独自の基準に対する概評

基準 A. 国際交流・連携

A-1 国際交流・連携

A-1-① 学生の国際化推進

A-1-② 教職員の国際化の推進

A-1-③ 国際交流の集いと地域国際化への貢献

【概評】

大学独自の「国際ビジョン」に基づくグローバル化を推進するために三つのメインテーマを掲げて国際交流を行っており、国際交流委員会において行事の開催や学生の派遣・受入れ、引率教員の選定などを綿密に立案し、実行に努めている。その費用は「朝日大学教育研究振興助成基金」の制度を設け、歯学部の成績優秀学生を提携大学に派遣するとともに、提携大学からの学生を受入れることで双方向の交流を可能にしている。

また、海外の大学と提携校協定や学術交流協定を締結することにより学生や教員の国際化の推進を図り、国際化された大学づくりに努めている。国際交流協定校との単位互換制度を検討しているが、現状の短期留学では確立には至っていない。

学生のみならず、国際化に対応できる教職員の育成を目指して、海外の国際学会での発表等の推進や財政支援を行っている。そのほかに教職員が協働して大使館や領事館と人的交流を深め、各種行事に積極的に参加している。学内の留学生を対象に毎年、国際交流の集いを開催して留学生と在學生や教職員との親睦に努めている。

高校生を対象とした英語弁論大会を長きにわたり開催して中等教育の英語学習に継続的な支援を行うほか、英語教育に携わる者に英語教育研究セミナーを開催するなど知の拠点として語学教育の促進を図っており、今後の更なる成果に期待したい。

基準B. 地域社会との連携と貢献

B-1 地域社会との連携

B-1-① 教育・研究と地域連携

B-2 地域社会への貢献

B-2-① 大学の特徴を生かした社会貢献

【概評】

大学の使命に基づき地域社会との連携・協働の一環として、行政と主に災害時の防災に関する協定を結んでいる。また、岐阜県内の高等教育機関による岐阜県下大学コンソーシアムを通じて単位互換授業の提供、合同FD及びSD研修会の実施、県内医療系大学との地域包括ケアシステムに向けた多職種間連携教育の確立を目指した協議などの取組みは、「2025年問題」など我が国が抱える課題解決に向けた先進的な取組みである。

平成27(2015)年度から「朝日大学の教育研究に係る有識者懇談会」を発足させ、地域貢献における外部チェックとフィードバックのシステムを構築している。担当部局として「地域社会連携センター」を設け、大学が保有する教育、研究・医療及びその他の知的財産を社会へ還元し、地域における生涯学習社会の形成に寄与するため業務を遂行している。地域と共に歩む大学として日頃の研究成果を社会に還元するために開催している公開講座のメインテーマは時代を反映し、地域住民の関心の高い事柄を学長がリーダーシップを発揮して選定している。

法学部によるジュニア・ロースクール開催、法学部学生による地元FM局での「法」送局の展開、経営学部による地域特産品の開発、学生と瑞穂市職員の協働による防犯ボランティア「めぐる」による地域防犯活動、体育会によるスポーツイベントなど、大学の特徴を生かした社会貢献を展開し、開かれた大学づくりを進めている。歯学部における地域の教育機関への歯科健診、口腔刷掃指導、フッ化物歯面塗布・洗口などの継続的な地域歯科保健活動により小児う蝕の減少に貢献している。また、成人式における「20歳の歯科健診」は歯科健康診査の法的受診が終了した年齢に対する歯・口腔の健康の保持増進の普及啓発に向けた有意義な取組みであり、今後とも継続することを期待したい。

